

ご挨拶



3月は確定申告のシーズンですね。

私は、子どもの頃、夏休みの宿題を最後にまとめて終わらせるタイプでしたが、確定申告をこれと同じように処理しようとする、おそらく1～2週間は仕事が手につかなくなってしまうので、貯まった請求書や領収書を1か月ごとに弥生会計に記入しています。

ですが、細かいものの記入は漏れてしまっていますので、3月はこれを拾い出す作業や、関係各所から交付を受けた源泉徴収票との照合作業などに追われています。

なので、無事に確定申告を済ませたときの解放感は格別ですね（やけくそ）！

先月の取り扱い案件

- ・離婚
- ・婚姻費用の分担
- ・面会交流
- ・配偶者の不倫相手への慰謝料請求
- ・建築紛争
- ・交通事故
- ・建物明渡し
- ・破産
- ・債権回収
- ・貸金返還
- ・刑事事件（私選・国選）

法律のコラム

税金に関する案件はあまり多くありませんが、多重債務の方が税金も滞納しているということが往々にしてあります。

多重債務の方から相談があると、借金の総額や月々の返済原資などを検討して、最終的に裁判所に破産を申し立てることが多いですが、たとえ破産を申し立てたとしても税金の納税義務が免除されることはありません。

一応、税金にも時効というものはあるのですが、お役所さまは時効が成立してしまう前に、滞納者に対して督促の通知を発送してきます。この通知は、一般市民が請求書を送りつけるのとはわけが違い、訴訟提起しなくても時効の完成を中断させてしまうという恐ろしい効力を持っています。なので、税金が時効で消えてしまうということは、まず考えられません。

滞納が続くと、資産を差し押さえられてしまうこともありますが、これを逃れるために他人の口座に預金を移したりすると滞納処分免脱罪に該当し、処罰の対象となりますのでご注意ください！

眞鍋・大関法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒301-0032 茨城県龍ケ崎市佐貫1-15-3 藤田ビル

TEL 0297-85-3535 FAX 0297-85-3536

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設